

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 7 1 号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	<p>【関係法令】 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 兵庫県税条例（昭和 35 年兵庫県条例第 63 号）</p> <p>【趣 旨】 兵庫県税条例の一部改正に合わせて、市民の寄附文化を醸成するため、個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡充するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】 個人市民税関係 所得税法上の寄附金控除の対象となる法人又は団体に対する寄附金（公益社団・公益財団法人、社会福祉法人又は更生保護法人については、租税特別措置法上の寄附金控除の対象とされる法人に対する寄附金に限定）のうち、次のいずれかに該当するものを加える。 (1) 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの (2) 市外に主たる事務所を有する学校法人、私立学校法の規定により設立された法人等であって、市内に学校、専修学校又は各種学校を設置するものに対するもの (3) 兵庫県知事又は兵庫県教育委員会所管の特定公益信託の信託財産とするため支出した金銭で所得税法上の寄附金控除の対象となるもの</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>